

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（364））

2. 日時：平成29年9月21日 14時45分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他9名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備計画グループ
副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 担当

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「10条 誤操作の防止」について、提出資料に基づき説明があった。

（2）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「11条 安全避難通路等」について、提出資料に基づき説明があった。

（3）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 蒸気影響評価において、全てのブローアウトパネルが開放される前提で評価を行っているとのことだが、全てのブローアウトパネルが開放されることを設計上どのように担保しているのか説明すること。また、設計上の担保がなく、現状の条件設定が非保守的なものとなっているのであれば、前提条件を再整理した上で再度評価を行うこと。

（4）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について

- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB10条 誤操作の防止、DB11条 安全避難通路等）
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価